

令和 2 年 5 月 15 日

JWNET 加入者 様

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
(JW センター)

令和 2 年 5 月 15 日施行
「新型コロナウイルス感染症に対処するための
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令について」
に係る電子マニフェストの運用について

日頃より、電子マニフェスト (JWNET) をご利用いただき、ありがとうございます。
標記の件につきまして、本日付で「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び
清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令 (令和 2 年環境省令第 16 号)」が施行されました。こ
の省令では下表のとおり特例を定めています。
ご加入の皆様におかれましては、ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

記

【特例措置の概要 (一部抜粋)】

	内容	変更前	変更後
①	運搬受託者及び処分受託者が廃棄物の処理をした際の処理終了報告までの期限を延長	3 日 (休日を除く)	30 日
②	排出事業者が運搬終了報告・処分終了報告を受けないことにより産業廃棄物の処理の状況の把握等をすべき義務を負うまでの期限を延長	収集運搬・処分 90 日	120 日
		最終処分 180 日	240 日

【電子マニフェスト (JWNET) システムの影響】

- 電子マニフェストシステムについては従前どおりご利用いただけます。
- チェック機能 (日付チェック設定・期限切れ通知等) は変更前の期日で警告表示・通知されます。
※チェック機能については別紙をご参照ください。

環境省ホームページ

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例
を定める省令について (令和 2 年 5 月 15 日)

<http://www.env.go.jp/press/108031.html>

(お問合せ)

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター (JW センター)
電子マニフェストセンター サポートセンター

※現在、新型コロナウイルス対策による在宅勤務のため、
お問い合わせは、以下の URL からお願い申し上げます。

お問い合わせ <https://www.jwnet.or.jp/contact/jwnet/index.html>
(よくあるご質問 <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/faq/index.html>)

